

2 農業委員会の運営

- 農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当。
- 農業委員会は、「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」を委嘱し、推進委員は、担当区域における農地等の利用の最適化の推進を担当。

農業委員と推進委員

農業委員

○農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命。

○任命要件

- ① 原則として、認定農業者等が農業委員の過半数を占めること
- ② 中立委員（農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者）
が含まれること
- ③ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること
(青年・女性の積極的な登用に努めること)

○任期は、3年。

○定数は、次の区分に応じて、それぞれの上限（カッコ内は推進委員を委嘱しない場合）の範囲内で条例で定める。

- ① 農業者数が1,100以下又は農地面積が1,300ha以下
=14人(27人)
- ② ①及び③以外 = 19人(37人)
- ③ 農業者数が6,000超、かつ、農地面積が5,000ha超
=24人(47人)

推進委員

○農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から、農業委員会が委嘱。

○任期は、農業委員の任期満了の日まで。

○定数は、農業委員会の区域内の農地面積の100haに1人の割合で、条例で定める。

注：農業委員会の必置義務が課されていない市町村、遊休農地率1%以下かつ担い手への農地集積率70%以上の市町村は、推進委員を委嘱しないことが可能。